

車体課税

取得

保有

利用

走行

国の財源

ガソリン車

消費税率10%時に
自動車取得税を廃止し、
自動車税・軽自動車税
に環境性能割を導入。

ディーゼル車

自動車税
(道府県税)

自動車重量税
(国税)

揮発油税
地方揮発油税
(国税)

※地方揮発油税は
地方に全額譲与

LPG車

※環境性能割を取得時の
課税として導入

軽油引取税
(道府県税)

石油ガス税
(国税)

※地方に一部譲与

軽自動車

軽自動車税
(市町村税)

※環境性能割を取得時の
課税として導入

※地方に一部譲与

揮発油税
地方揮発油税
(国税)

※地方揮発油税は
地方に全額譲与